

【資料4】 第6次長期総合計画基本計画の構成案について

■基本計画の体系

第6次長期総合計画では、計画の体系と予算・決算の結びつきをより明確にし、進行管理に対する説明責任を全うするために、基本計画の体系を「政策」ではなく、「分野別施策」（予算上の区分（目的別）と類似した分類）で区分する。

■基本計画の構成

章	節	項
1 安全・安心	1 市民生活の基盤となる生活安全への対応	1 消防体制の強化
		2 災害に強い防災体制の充実
		3 交通安全と防犯体制の推進

「章」 > 「節」 > 「項」 の順に施策分野ごとの区分を行い、項単位で以下の内容を整理する。

第1章:安全・安心	第2章:保健・医療・福祉	第3章:産業振興・就労
第4章:まちづくり	第5章:教育・文化・スポーツ	第6章:都市基盤・生活環境
第7章:行財政運営		

●方向性・目指す姿に向けた課題

- …【複数設定】
【…の実施が必要です。】
【…が課題となっています。】

●施策の方向性・目指す姿

- …【…の向上を図ります。】
【関連するSDGs】
→17のゴールのうち該当するものを添付

●主要施策

- …【課題解決のための組織横断的な施策についても関係課間で調整の上、検討する。】

●重要業績評価指標(KPI)

- …【主要施策単位で検討】
【個別計画で設定している指標でも可】

●関連する個別計画・条例等

- …【項に関連する計画・条例の洗い出し】